

## WIPOとJIPAによる環境技術の移転の為の新プラットフォームの現状と今後

JIPA環境技術パッケージPJ\*

**抄録** JIPAが政策プロジェクトとして共同参画してきたWIPO GREENは、世界中から環境技術のニーズとシーズを集めて技術取引のきっかけを作り、環境技術の移転を進めることを目的としている。既に、データベースのパイロットバージョンを昨年9月に公開しており、今年夏の正式発表に向けた技術テーマ募集と環境整備を行っているところである。JIPA会員企業によりWIPO GREENへの技術登録テーマが飛躍的に伸びることが期待される。

**Q 1** 環境技術パッケージ推進プロジェクトとは何ですか？

**A 1** JIPAの政策プロジェクトの一つで、JIPAが発案した環境技術を広く世界中に移転する為の仕掛け作りを企画実行するものです。世界知的所有権機関（以下WIPOという）との共同プロジェクトとして2010年4月に始動し、環境技術のデータベースを作り、世界中から環境技術のニーズとシーズを集めてバーチャルな取引市場を構築することを当面の目標としています。

プロジェクトのメンバーはJIPAの会員企業から募っており、企画検討から渉外活動までを手がける渉外グループと、WIPOと直接コンタクトを取りながら具体的な作業を進めるワーキンググループがあります。その他、JIPAの事務局からも専務理事と事務局長、更に事務局スタッフ、広報などの機能担当者も加わっております。また、JIPAの総合企画委員会メンバーや経団連の産業技術本部がオブザーバーとして参加しています。

**Q 2** JIPAがこのプロジェクトに取り組むことになった背景を教えてください。

**A 2** JIPAの総合企画委員会メンバーの一人がこのプロジェクトのコンセプトを考え出しましたが、ベトナム特許庁主催のセミナーで相手方から言われた一言がヒントになりました。それは、「環境技術を探してみようとしても、どこに何を探しに行ったらいいのか分からない」という何気ない一言からです。

時を同じくして、国連気候変動枠組条約（以下UNFCCCという）の地球温暖化会議では、途上国対先進国が技術移転や知財をめぐる大論争となっていた時期でもありました。途上国側は、「知財制度があるために、先進国から環境技術が移転されない。ならば、強制実施を発動するとか、知財制度自体を敵視して知財権を無視して実施する。」などと強硬論と知財批判が高まっていた時期でもありました。もちろん先進国側では、根拠の無い知財批判や強制実施権発動に対しては、政府や業界団体からも反対の声があがっていましたが、途上国側では全く受け入れられず、COP（締約国会議）は紛糾

\* PJ on Green Technology Package Program

するばかりでした。途上国側ではBRICSやボリビアが常に強硬に知財制度批判を展開していました。既に世の中には技術や特許を取引する市場が確立され始めていましたが、営利目的であったり、国や企業単位での個別的取り組みであったりと、本格的に技術移転を行う為の世界的取り組みは少なかったのです。

その様なBRICSを中心とした知財批判の声に対し、パブリックコメントや意見書を関係部門に提出するといった対応をすることがJIPAの通例でしたが、おりしもJIPAは、基本方針を「世界から期待され、世界をリードするJIPA」と掲げていました。この世界をリードする施策の一つとして、環境技術移転のための仕掛け作りを政府関係当局や特許庁、弁理士会、国際協力機構（以下JICAという）、経団連など様々な機関に働きかけました。

その構想にWIPOが関心を持ち、2010年にガリ事務局長が日本を訪問した際、JIPAに対して共同プロジェクトの提案が行われました。JIPAとしても、外部の団体しかもWIPOと共同で何かを始めるのは初の試みでありました。知財を中心とした技術パッケージを組み込んだデータベースを世界に開放することで、技術移転の仕掛けをしていく、地球環境問題に対するソリューションを展開していくのにWIPO以上のパートナーはいないと確信して、この共同プロジェクトをスタートすることになりました。

**Q 3** WIPO GREENの具体的な内容について教えてください。

**A 3** このプロジェクトで構築しようとしている環境技術の取引市場を、“WIPO GREEN”と称しています。当初はJIPA内部でGREEN TECHNOLOGY PACKAGE PROJECT (GTPP)と呼んでいましたが、2011年の夏からWIPO GREENを正式名称として使用しています。

WIPO GREENには、環境技術のニーズとシーズを集めたデータベースが主体となりますが、それを支える為のWIPOのサポートサービス（技術移転契約の雛形や契約交渉支援、仲裁支援）とステークホルダーや支援機関が中心となるパートナーシップハブ（技術移転のためのコンサルティングやファイナンス、移転交渉の代理人・弁護士などの支援機能、WIPO GREENの諮問機関など）の3本立てで構成される予定です。掲載される環境技術は、特許のみならず必要な技術を集大成したパッケージ技術、更に製品や部品、システムや役務支援まで幅広く対象としています。環境技術ニーズも途上国サイドからWIPOのネットワークを使って収集し、技術シーズとニーズが一つのデータベースに掲載される事になります。

このデータベースを世界中に開放することで技術取引のきっかけを作り出そうとしています。WIPOは途上国にも多くのネットワークを持っており、それを活用することでこのデータベースへの注目度は、自社のホームページで技術公開する場合に比べ飛躍的に上がるようになります。

**Q 4** 公開データベースとはどのようなものですか？

**A 4** WIPOが運営するもので、環境技術の移転を促進するために、環境技術を保有する側と、技術の導入を検討している側の接触の機会を広げるためのサイトです。技術を保有する側は、提供してもよいと考える環境技術の概要をこの公開データベースに登録します。一方、環境技術の導入を検討している側も、これにニーズ情報を載せることができます。

このデータベースを見て「この技術に興味がある」「導入を検討したい」「このニーズには対応できる」といったものがあれば、データベース上のフォームからその技術やニーズを登

録している会社や大学などにコンタクトをとることができます。その後は、当事者同士のビジネス交渉となり、取引が成立したらその旨をWIPOに報告する仕組みです。現在のところ、データベースの利用は全て無料であり、取引が成立した場合のWIPOへの成功報酬などありません。

**Q 5** WIPO GREENの大きな特徴は何ですか？

**A 5** 国連の知的財産の専門機関であるWIPOが運営しているということが大きな特徴です。上述のようにWIPOはデータベースに加えて、パートナーシップハブおよびサポートサービスがこの技術移転の仕組みの3本柱と考えており、機能の充実をはかるべく取り組んでいるところです。技術移転にかかわる仕組みとして類似のデータベースはいくつかありますが、WIPOが国連の機関であるということを活かして、登録された環境技術を実際に移転させるための工夫を色々しかけることができるという利点があります。

このデータベースを中心とした取り組みがUNFCCCでの環境技術移転のためのネットワークとして利用されるようになれば、多くの取引のきっかけを作り出すことが出来ると思います。WIPO GREENは技術移転取引を代理するわけではなく、あくまでもそのトリガーを作り出すことに狙いを定めています。この小さな取り組みが、開発銀行や各国政府の協力を作り出し、知財を中心とした環境技術移転のプラットフォームが自然発生的に出来上がるのが最終的な狙いです。このデータベースが唯一絶対的なものである必要は無く、多くの第三者の技術移転の取り組みを加速させる役割を担うことで、環境改善が進むことを狙いとしています。

**Q 6** WIPO GREENに参加すると、どのようなメリットがありますか？

**A 6** WIPO GREENに参加することのメリットは、利用目的、業界や企業規模などによって様々であると考えられますが、共通のメリットとしては、企業の環境ブランドのイメージアップにつながる事が挙げられます。国際機関であるWIPOで運営される環境技術に関する技術移転サイトなので、正式発表されると世界的に高い注目を集めるでしょう。そこに自社の環境技術を掲載し、技術移転の実績を積み重ねてゆけば、環境技術の普及に熱心に取り組む会社としての認知が高まり、企業イメージアップに貢献することが期待できます。

また、ライセンス供与を目的として参加した企業にとっては、ライセンスの機会が大幅に増えることが期待できます。一方、WIPO GREENをビジネス機会を広げるための一つのネットワークとして活用することも可能です。例えば、環境関連の事業を国際的に展開しているグローバル企業であっても、自社の拠点が無い国などで受注することには大きな困難を伴いますが、WIPO GREENに技術を掲載していることを利用して営業活動を有利に進めていくといった活用が考えられます。

さらに、自らが海外で事業展開する代わりに、技術移転先にそれを行わせることにも利用できると考えています。大学、研究機関、中小企業などにも有用な環境技術は数多く存在します。しかし、保有している環境技術を海外にも拡げたいという希望を持っているが、自ら海外で事業することは無理というところが多いと思われる。そのような場合に、WIPO GREENを使って海外で事業展開できる企業に技術移転することにより、自己の環境技術を日本から世界に拡げることができるのです。

**Q 7** 現在のデータベースへの登録状況について教えてください。

**A 7** データベースは、2011年9月にパイロットバージョンがオープンとなり、技術登録が可能になりました。技術情報提供側として、2012年1月末時点で11件の登録があり、日本からは本田技研工業、帝人、日立製作所、富士通などの企業や早稲田環境研究所、海外ではスイスのジュネーブ大学、マレーシア技術大学（UTM Innovation and Commercialization Centre）が環境技術を掲載しています（パイロットバージョンには [www.wipo.int/green](http://www.wipo.int/green)（参照日 2012年2月21日）よりアクセスできます）。

**Q 8** 今後の方向性や会員企業に向けての要望について教えてください。

**A 8** WIPO GREENのデータベースの基本骨格は昨年9月に完成し、既に登録や閲覧が可能な状態です。しかし、完成度はまだまだであり、不具合も多いのが事実です。まずはデータベースの完成度を高めるべく、WIPOに協力して改修を進めています。それと同時に、技術データコンテンツを大幅に増やす必要があります。現在技術登録データは11件程度ですが、WIPOから、少なくとも日米欧の3大陸から最低100件程度の技術シーズが登録されてから運用開始したいという意向を受けています。

技術ニーズについては、国連機関のUNIDO（国際連合工業開発機関）が保有している環境技術がアップされる見込みです。また、技術データベースだけでなく、WIPO GREENの運営機構やファイナンスパートナーと連携したり、WIPOとしての途上国サイドへの契約支援サービスをデータベース上に構築したりすることも計画しています。

JIPAは、WIPO GREENの企画提案者であり、

その運営に深く関与していく事になります。これまでに、JIPA東西部会でPRした事がありますが、再度会員企業に呼びかけ技術コンテンツを募集することが第一の責務となります。まずは、会員企業の知財部の方々に、WIPO GREENを正しく理解してもらうことが重要だと考えています。さらにWIPO GREENの役割やその狙いを考えると、各企業の事業運営責任者にも理解してもらう必要があると感じています。

また、環境技術を保有する企業といっても、世界的に環境事業を展開しているグローバル企業、日本やアジア市場では強いが、欧州や南米市場は未開拓の企業、日本市場以外に進出したことが無い企業、製品の輸出や海外生産は行っているが、第三者への技術移転は未経験の企業、大学や国の研究機関のようにライセンスは経験済だが海外進出は未経験の企業など、実に様々です。WIPO GREENを利用する目的も、ライセンス先を見つけることであったり、製品やサービスの顧客を見つけることであったり、共同事業のパートナーを見つけることであったりなど、広い意味での環境技術移転に結びつくと考えられるのであれば、どんな目的であっても構わないと思います。場合によっては、実利的なメリットは期待できなくても企業の環境イメージ向上を狙って利用することでも構わないでしょう。

WIPO GREENの利用可能性が一つではなく、多くの利用可能性があることを含めてPRする必要があると思います。その他には、経団連や商工会議所、各産業における業界団体、そして環境技術移転を表明している自治体など、日本においてこの趣旨に賛同して協力してくれるパートナー作りを進める必要があると考えています。

（原稿受領日 2012年2月15日）